

57 食の生産資材安全確保総合対策事業

【674（700）百万円】

対策のポイント

国産農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するため、飼料や動物用医薬品、農薬、肥料の調査・試験を実施します。

<背景／課題>

- ・飼料や動物用医薬品、農薬、肥料は、適切に使用しなければ、家畜・ヒト等の健康や農産物の生育に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うために、その基礎となる科学データの収集や分析法等を開発する必要があります。
- ・輸出用農産物の生産のためには、輸出先国で残留基準値が設定され我が国でも使用できる農薬を確保する必要があります。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施

<主な内容>

1. 飼料・動物用医薬品に関する調査・試験の実施

- (1) 飼料・動物用医薬品の基準・規格の設定・見直し等に必要な調査・試験
- (2) 動物用医薬品等に起因する薬剤耐性菌のモニタリングの強化のための調査・試験
- (3) 飼料中の有害物質等の分析・試験方法の開発のための調査・試験
- (4) 遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性に係る試験等

2. 農薬・肥料に関する調査・試験の実施

- (1) より安全な農薬の登録を進めるための試験項目の追加や農薬の残留濃度の推定方法の開発、作物グループごとの農薬登録に向けた調査・試験
- (2) 農薬の曝露状況に合わせた使用者の防護装備の見直し等、生産資材の安全を確保するための調査・試験
- (3) 我が国と輸出先国での新たな農薬の同時期の登録・残留基準値の設定を促進するための諸外国との農薬の共同評価の実施に向けた調査・セミナー等の開催

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2103）
- 2の事業 消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585）